

介護のしごと魅力発信冊子等作成業務委託仕様書（案）

1 目的

町田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に介護の仕事の魅力を発信する冊子等の作成を委託することにより、学生などこれから仕事につく世代や子育て後の就労を希望する若い世代（10 代後半～30 代）を対象として、介護の仕事の魅力を紹介し、介護の仕事を選ぶきっかけを作ることとを目的とする。

2 業務実施期間

契約確定日から 2024 年 10 月 31 日まで

3 業務内容

本仕様の対象業務は以下のとおりとする。

（1）冊子の作成

ア 冊子の内容を決定するための編集会議を 2 回以上実施する。

イ 冊子の内容はつぎのとおりとする。

① 市内の介護業界で活躍する人 3 名以上（訪問系、施設系、通所系を各 1 人以上）を紹介するインタビュー記事を各 1 ページ以上、合計 3 ページ以上掲載する。

② 介護の仕事内容を紹介する記事を 2 ページ以上掲載する。

③ 甲が作成するインタビュー動画 3 本へ誘導するための二次元コード等を掲載する。

ウ インタビュー記事作成のための取材には、甲と乙が同行する。取材の際には、同時に甲が作成するインタビュー動画の撮影を行うため、甲と乙が事前に打ち合わせを実施し、当日の進行方法等を協議する。

エ 校正回数は 2 回、甲の確認に要する日数は初校を 5 営業日、2 校を 2 営業日とする。初稿の納品日については契約時に協議する。

オ 乙は、作成した原稿について、甲の確認後、印刷及び製本する。その際に、甲が指示した修正を反映後に再度データを甲に送付し、確認をしたうえで印刷及び製本をすること。

カ 納品日は 2024 年 9 月 30 日とする。詳細なスケジュールについては甲乙協議の上決定する。なお、納品日については、業務実施の状況に応じて調整する。

キ 発行部数は 10,000 部とする。

（2）周知用画像およびポスターの作成

ア （1）の発行を周知し、介護の仕事の魅力を発信するためのデジタルサイネージ用の画像を作成すること。

イ 画像は 3 枚作成し、それらを連続して 15 秒程度のスライド動画として活用できるものとする。

ウ 内容については、（1）アの編集会議の際に、乙から甲に提案する。

エ 乙は、作成したデジタルサイネージ用画像 3 枚のうち 1 枚をもとに、縦型のポスターデータを作成し、甲の確認後、印刷する。

- オ 画像およびポスターの納品時期は 9 月 15 日とする。なお、納品日については業務実施の状況に応じて調整する。
- カ ポスターの印刷枚数は 100 部とする。

(3) 納品

- ア 乙は、(1) および (2) を、町田市庁舎 7 階いきいき総務課窓口へ納品する。
- イ 乙は、(1) および (2) の電子データ (PDF 形式) を、甲へ送付する。
- ウ 乙は、(2) の電子データ (PNG 形式) を、甲へ送付する。
- エ 乙は、イ及びウのデータ、及び (1) (2) の編集用データ (Illustrator 等) の格納された CD-R を町田市庁舎 7 階いきいき総務課窓口へ納品する。

4 体裁および規格

(1) 冊子

- ア 体裁は、A4 判 8 ページ、フルカラー印刷とする。
- イ 印刷用紙は、マットコート紙 110kg とする。製本は中綴じ製本、梱包は、100 部ずつクラフト用紙包みとする。
- ウ 奥付に、印刷物の作成に要する費用を表記する。経費の表記に関する事項は、甲の指示に従う。

(2) 周知用画像およびポスター

- ア 周知用画像の縦横比は 16 : 9、サイズは 1,920×1,080 ピクセルとする。
- イ ポスターの体裁は、B2 縦型、片面フルカラー印刷とする。
- ウ ポスターの印刷用紙は、マットコート紙 110kg 以上とする。

5 役割分担

情報誌の作成、発行及び発送に関する業務のうち、甲と乙がそれぞれ担当する業務及び甲と乙がともに担当する業務は、次のとおりとする。

(1) 甲が担当する業務

- ア 市内の介護業界で活躍する人 3 名以上を、編集会議の際に乙へ提案すること。
- イ アの取材対象者に、取材交渉を行うこと。
- ウ 冊子およびポスターの配付先、デジタルサイネージ用データの掲出先を決定すること。
- エ 冊子に掲載するインタビュー動画の URL を提供すること。
- オ アの取材対象者に、原稿の確認を行うこと。

(2) 乙が担当する業務

- ア 台割、ラフ案およびスケジュールを作成し、編集会議の際に甲へ提示すること。
- イ 編集会議の内容を反映させた取材 (写真撮影を含む)、記事作成、色校正に関すること。
- ウ 冊子の印刷、製本に関すること。
- エ 周知用画像の作成に関すること。
- オ ポスターデータの作成及び印刷に関すること。

(3) 甲と乙がともに担当する業務

ア 冊子等の企画内容を協議し、決定すること。

イ 冊子の内容の確認を行うこと。

6 業務委託者の著作権に関する事項

(1) 本契約に基づく成果物の所有権は、町田市への成果物の引き渡しが完了したときに、町田市に移転する。

(2) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって町田市に譲渡される。

7 環境により良い自動車の利用

契約履行に当たって自動車を利用し、または利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守することとする。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出することとする。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

8 情報セキュリティの確保

契約の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

仕様書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書 5.0 版」を添付してください。

9 委託料の支払い

甲は 3（3）の納品物を確認し、甲の検査に合格した場合は、乙の適正な請求を受けた日から 30 日以内に、契約代金を乙に支払う。

10 その他

この仕様書に疑義があるとき又はその他協議の必要が生じたときは、その都度、甲と乙とで協議する。